

## 取 扱 基 準

名 称	新潟東地区保護司会補助金
補助区分	運営費補助■ 事業費補助□
補助金の概要	犯罪や非行のない安心安全な地域社会を築くため、犯罪者の更生保護、犯罪予防、青少年の健全育成などを行う「新潟東地区保護司会」の活動を支援する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与すること。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 保護司会としての任務を円滑に遂行し、保護司法に規定する使命達成に資する活動の状況、成果等を評価する。
補助事業者	新潟東地区保護司会
補助対象経費の内 容	事業費のうち、保護司会活動費（「社会を明るくする運動」等の犯罪予防活動及び更生援助活動に関する経費）、研修研究費、広報費、分区・支部助成費、大会関係費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助額 514,000円 算定方法 会費等自主財源を徴しても不足する額について補助する。 実行補助率は、実際の申請により決定するため、未定。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和5年 4月 1日
評価の時期	令和7年 9月 30日
終 期	令和8年 3月 31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市の補助金に基づくものである旨を表示
	〔媒体〕 事業用パンフレット等
担当部署	東区役所 健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ 電 話 025-250-2320 e-mail kenko.e@city.niigata.lg.jp